

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第7回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成22年(ワ)第1393号
期日	平成23年10月25日 午後2時00分
氏名	■■■■
年齢	■■歳
住所	岐阜市■■■■■■■■■■
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反訳書のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、ほんとうのことを

もう
申します。

し
知っていることをかくしたり、

な もう
無いことを申したりなど、

けっ
決していたしません。

いじょう ちか
以上のとおり誓います。

氏 名



印

原告

甲A第1号証を示す

1 甲A号証のカルテの1ページ目に6月17日付けで両表層性角膜炎、6月27日、両涙液分泌減少症、10月27日、左兎眼症って記載されていますが、これは事務員と看護師が記載されているということも、こちらに書いてもらって明らかになってますが、この診断名は看護師や事務員は記載してはいけないという医師法で定められていますが、記載させたことは事実でしょうか。

はい、そういうふうに書いてくれということは言いました。

2 これは、その日に検査とか診断はされたんでしょうか。

はい、その日に診断名は書いてると思います。

3 中には書いてませんけれども、6月27日は■■■■医師しか診察していませんし、検査データも書いてませんが、これは思い付きで書かれたんでしょうか。

6月27日っていうと、どういう診断名でしたか。

4 両涙液分泌減少症、あつ、これについては調停の回答書で、これは■■■■医師が処方した薬に合わせて書いたものだという答えがありましたので、すいません、それはちょっと置いといて、次に、保健所の立入り調査の回答書によると、医師法では看護師や事務員に診断名を記載させた場合は、医師が最終的に確認して署名を取ることと規定されているために、書いた医師が注意を受けたことが記載されていますが、間違いありませんか。保健所から指摘されたということは間違いなんでしょうか。

診断名を看護師が事務員が書いたということを。

5 書かせた場合には、最終的に医師が確認して医師の署名をするということを保健所がそのように指導していますが、それは事実でしょうか、それを証拠としてこちらはもっていますが、指摘されたことは事実ですね。

保健所に指摘されたかということですか。

6 はい。

多分、その注意は受けたかとは思いますが、

7 じゃあ、事実でよろしかったですね。

はい。

8 6月27日の両涙液分泌減少症の診断名、記載されていますが、カルテの5
ページ目には、6月27日は■医師が注射を打った記載しかありませんが、
これは■医師は検査も診断もしていないということに間違いありませんか。

はい。

9 検査も診断もしていない■医師が両涙液分泌減少症と診断できるはずはな
いですが、原告はこれまで調停で理由を質問したところ、回答書で■医師
は、処方に合わせて診断名を付けたまでですと記載されていますが、間違い
ありませんか。

要は、薬が出してあって、診断名と薬が違っていると保険で請求却下、
却下というか削られてしまうので、それでその日の午後に■医師が
帰った後でそれ気が付いて、そして、そのようにしたと思います。

10 それは、検査も診断もしていないのに書いたということですね。処方名から
では何の判断もできないということですが、

いわゆる処方と合わせて書いたということです、付けたということで
す。そうしないと保険が通らないから。

11 一般的に、常識的に考えて、普通は病状を診て診断名を書くわけですが、薬
を見て診断名を書くというのちょっと逆のような気もしますが、いつもそ
のようなことやってるんでしょうか。

要は、日本には保険制度っていうのがあります。保険制度ではそれが
合致しないと削除されてしまう、そういうようなことからやったと思
います。

12 それは、請求するための偽装じゃないんでしょうか。

偽装ではなくって、実際に出してることです。

13 はっ。

実際にそういう薬は出してるわけです。

14 ですから、普通、常識的に考えて薬があつて、そこにあつて、それに合わせて診断していない医師が病名を書くというのは、とても不自然であり得ないことなんですが、そういうことをいつもやられていたのかということなんです。

それはめったにやりませんが、保険病名として書くことはあります。

15 私の場合はやられていたので、じゃあ、そのことは事実としてよろしかったということですね、事実として認めるということですね。

そうですね、保険通るよにということをやったと思います。

16 次に、8月6日は■■■■医師はカルテに、角膜に傷なし、異常なしと記載して、角膜治療薬ヒアレインとは記載していませんが、これは事実ですか。

はい、その日は確か私が原告を診た日だと思います。で、いろいろ診ても余り所見が見当たらなかった、それで涙液破壊時間っていうんですかね、ティアフィルムブレイクアップタイム、これを測ってもみました。それと、それを測るに当たっては当然、染色もしてみました。それが、それでも特に異常は見当たらなかったんです。

17 原告は、■■■■医師に傷があると言われましたが、ほんとにそのことは事実なんでしょうか。その裏付けとして私が傷があると言われたことの実事として、レセプトを取り寄せた結果、傷病名として点状表層性角膜炎、処方薬もその角膜炎のヒアレインと記載されていますが、それは事実でしょうか。レセプトにはそのように書いています。

点状表層角膜炎ですか。

18 まあ、角膜炎と。

点状表層角膜炎は、今までカルテにはないと思います。

19 両表層性角膜炎だと思いますけれども、まあ同じ。

表層性角膜炎と点状表層性角膜炎とは全然違いますので。

20 ほぼ同じ意味だと思いますが。

いいえ。

21 両表層性角膜炎です。

はい、それなら分かります。だから点状表層というもっとひどい
ということですよ。

22 ひどかったですよ。それで、レセプトにはレセプトを書くときは普通、カル
テを見て記載して保険請求するものですが、カルテには角膜に傷なし、異常
なしと記載されているのに、レセプトに角膜炎と記載して、角膜炎の処方薬
ヒアレインと記載したことは事実ですね。

いや、傷で出したとは限りません。というのはこの。

23 ですから、レセプトには両表層性角膜炎と正式な名前が書いてあって、カル
テには異常なし、それからヒアレインも処方されていない、これ一致しない
ということは、やはりここで何か隠蔽しようという作為が感じられるん
ですけども、なぜ違うんでしょうか。

先ほど言いました涙液破壊時間っていうのを測ってあります、それが
約7秒だったと思います。5秒から下は異常なんです、それ以上は
一応は正常なんです、涙っていうのは年齢によってだんだん減少し
ていきます。ところがまだ妙齡の御婦人ですので。

24 はい、いいです。その涙の出る分泌の検査というのは副作用の兎眼の診断を
基準とするものであって、副作用を診断したまでです。それで、副作用はな
かったという診断になってますね、これ。BUT7以上っていうことは兎眼
による乾燥ではないということになります。であると、これも副作用も起
こっていなかったということになりますね。これで間違いなかったでしょう

か。

いいえ、それでその7秒っていうのが普通ですと、もっと妙齡の若い
かたは多いと思います、ですから。

25 でも、異常なしって書いてある。

そうですよ、値としては異常がない。

26 だから、異常なしと書いているにも関わらず、異常あったというのはちょっ
とおかしいんじゃないかということを質問してるんですが、なぜ。

そのときには原告は痛いという主訴でお見えになったと思います。そ
れの原因をいろいろ診た。

27 すいません、私は■■■■医師が注射して液が目に入ったので、それで角膜炎が
起きた、その傷が痛みが治りませんっていう訴えました。

裁判官

28 そういう訴えは聞かれましたか。

いや、痛いということしか覚えてません。

29 目に入ったってことは聞かれてない。

だから、その痛みを何だろうと、調べる意味でもBUTを測ってみた
んです。そうしたら7秒で、先ほどから言いかけてるんですが、
涙っていうのは年齢によってだんだん減少します。ですが、まだ妙齡
の御婦人ですと7秒は少しやほり少ないんじゃないかと、そんな状態
でパソコン見たり、本を凝視してるといわゆる乾いてしまう。そうい
うことが原因じゃないかということで、この何ですか、人工涙液、そ
んなものに類するものを処方したと思います。

原告

30 問題にしているのは、カルテに異常なしと書いて、レセプトになぜ両表層性
角膜炎、ヒアレインと書いたのか、その相違について聞いてるんですが、な
ぜ違うんでしょうか。どう見てもこれは隠蔽しようとした意図が感じられる

のですが。

隠蔽っていうのは、何を隠蔽するんでしょう。

31 注射液が目に入ったということを隠そうとしたことじゃないんでしょうか。

いいえ。

32 なぜ、違うんでしょうか。

そんなことは毛頭考えたこともないです。

裁判官

33 まず前提として、異常なしとカルテに書いたのに、レセプトには角膜炎と書いたと、それはなぜかと。

病名がですか。

34 病名が。

病名が、その続きとしてそれが生きてるということですね。

35 前に書かれた病名の続きで書かされただけだということですか。

うん。

原告

36 じゃあ、治っていないということですね。

いわゆる、そのときには傷はなかったと。

37 今、続いていると言ったじゃないですか、続いているのであれば治っていないということじゃないんですか。

続いているという意味じゃなく。

38 じゃあ、治ったのであれば、ここ削除されるんじゃないんでしょうか。

いや、ただその痛い原因が正直、分からなかったんです。

39 じゃあ、病気じゃないのに。

裁判官

40 答え終わってから、また質問で。答えは何でした。

要は、診ても痛いという原因が分からなかった、初めきつと診たので

は。それで染めて傷があるかどうかも診てみたんですが分からない。
それならというんでBUTを測ったんです。そしたら普通よりは少し
少なめで、そういうもんがいわゆる一種のドライアイ的、涙液分泌減
少症みたいなもの一種かということで、人工涙液を処方したんです。

原告

41 乾燥の副作用の、兎眼による乾燥とか、ドライアイの診断基準は5秒以下
じゃないと診断基準に当てはまらないと文献に書いてありますが、これは当
てはまらないわけで、ということは副作用の兎眼ではなかったわけですね。
もし、兎眼であればここに書いたんじゃないんですか、兎眼と、副作用の、
なぜ書いてないんでしょうか。

そのときには兎眼は気が付きませんでした。恐らくそのときにはな
かったかもしれません。

42 なければ副作用は出ません。なのになぜ副作用と主張されてるんでしょうか。
副作用ですか。

43 診断もしていないのに、なぜ副作用の兎眼である、兎眼の乾燥であると言
い続けているんでしょうか、ずっと診断のときは。

いや、兎眼があつていわゆるしっかりつむれないと、角膜に表層性の
傷ができるということを言ってるだけのことです。

44 いいえ、今までの準備書面とか証言からして、兎眼と診断したとはっきり
言っています。なぜ、その根拠を聞いてるんですが、何にも診断もしてい
ない、カルテにも書いていないのに。

裁判官

45 兎眼の話、10月の話じゃなかったでしたっけ、今って8月の話をされてる
んですか。

原告

46 全てにおいて、6月の点状表層性角膜炎まず初めに起こったときも、これは

注射液が目に入ったものではなくて、副作用の兎眼のせいであると主張しています。ですから、その兎眼はどのような根拠に基づいて兎眼と言っているのか、検査も診断もしていないのに兎眼、兎眼と言われても、それは納得いかないことではないでしょうか。

要は兎眼に気付いたのは、その後だと思います。

47 後についても10月、これ何か分からないですけど、10月27日、左兎眼って書いてありますけれども、これについて調停で質問したところ、■■■■医師は窓越しに見て、そう思ったままで、多分、両方にあったかもしれませんがと答えています。これは、診断していないし検査もしていないってことの証明であって、これは遠くから見て、目をつぶらせたわけでもないし、顕微鏡を通して見たわけでもないし、明らかに適当に書いた、後で付け足したとしか思えないんですけども、診断したんでしょうか、窓越しに見て。

いや、この兎眼というのはまぶたの動きです。顕微鏡なんかで見たら逆に見えません。少し離れて全体を見た方がこれは分かりやすいです。

48 兎眼というのは、患者に目を閉じさせてみないと分からないことであって、ふだん患者は目を開けた状態であって、遠くから見て患者は目が開いているのに、なぜ目が閉じてあるって分かるんでしょうか。

いわゆる、下を見たようなときに上まぶたの動きが悪いんです。

49 動きってどういう動きでしょうか。そんな遠くから見て、そんなまぶたの動き、動きではなく完全に閉じたときにうっすら閉じにくくなるっていうのが兎眼であって、動きなんて関係ありませんが。

いえ、上まぶたが動かないと、下を例えば見たようなときに追従して上まぶたが動かないんです。

50 でも、窓越しに見て診察したっていうのもおかしいですよね。

いや、それもその日は確かアポイントを取りに見えたときだったんです。で、慌てて何でアポイントかなと聞こうかなと思って行ったんで

すが、もう予約なんか全部したからと言うんで、ちょっと見てたら、あれっと思って、立ち振る舞いの中でそういうような症状があったんで、あれっ、兎眼があるなというふうに。

- 51 兎眼になっただけでは、両表層性角膜炎にはなりませんし、ほんのちょっと目が開いていたぐらいで、そんな重症な角膜炎にはなるはずもありません。それに、ちゃんと兎眼であるという証拠はあるんでしょうか。ちゃんと副作用の兎眼というのは、兎眼によって乾燥が起きて、その乾燥して点状表層性角膜炎になるのであって、その乾燥の診断基準も満たしていないのになぜ兎眼と言えるんでしょうか。検査もしていないのに。

いや、だから先ほどから言ってるまぶたの動きです、動きが止まっているんですよ。

- 52 だから、それはただ見ただけ、遠くから見ただけであって確実な客観的データに基づいてませんし、検査もしていないのにただそんなこと言われても何の信ぴょう性もありませんが。

いや、いわゆる。

- 53 そのことは、もうそれでいいです、あと。

先ほどから言ってるように。

- 54 副作用の兎眼の乾燥ではないということですね、それは間違いありませんね。

いや、そんなことは分かりません。

- 55 だって、検査していない、診断もしていないのに、どうして兎眼というのは、

兎眼は先ほどから言ってるように顕微鏡なんかで見るよりは、大きい状態で見た方が分かりやすいです。

- 56 兎眼、兎眼っていうと、両表層性角膜炎に結び付きにくいので、兎眼による乾燥で表層性角膜炎が生じた、でなければ角膜炎にならないので、そのどのぐらい乾燥してたかというBUT検査してないじゃないですか。してないのになぜ。

それは1回いつでしたか、8月のときにやっただけです。

57 8月6日に、これは異常なして書いてありますが、

値としては異常ないです。だから、先ほどにも言っておりますように、年齢的に言ってやや少ないんじゃないかと、そうしますと、それで乾く可能性もあると。

58 やや少ないくらいでは、重症な角膜炎にはなりようがないということは普通、考えてもよく分かることです。あと、製薬会社から副作用も表層性角膜炎の発生率は0.17パーセントと製薬会社の書面に出てまして、極めて低い確率ですが、原告が注射の後に発生したのは兎眼でなく表層性角膜炎なので、発生率は0.17パーセントで間違いないでしょうか。それは証拠出して確認されてると思いますが、

そこは私見てませんので、多分それが正しいんじゃないかとは思いますが、薬品会社が出してるのであれば、先ほども言おうとして言えなかったんですが、兎眼があると寝るときには目が開いてるんです。それで下の方が乾きます。

59 ですから、じゃあ、夜、診断したんでしょうか。

いや、そんなことはできませんが、いわゆるある程度、そういうもんがあれば、そういうことの可能性が高いということ言ってるんだろうと思います。

60 だから、きちんとした客観的データに基づいた診断ではないということですね。診断というか、カルテに書いてないので診断結果とか、こじつけとか後で出してきたわけですね。

いや、ただ兎眼があれば夜中には恐らくまぶた閉じてないと思います。

61 それは、一般的事項ですよ。

もちろん、そうです。

62 あと、製薬会社は実験の結果、薬液が目に入ると角膜炎になるため目を洗う

処置をすることと添付文書に注意書きしています。で、製薬会社もそのように回答しています。証拠としてそれも提出していますが、██████クリニックの██████医師は、薬を目に入れたこともないので億測で影響はないだろうと回答していますが、██████医師も目に入れても影響はないから、██████医師の目に入れて試してみてもよいと言っていたので、その後日、原告は、じゃあ、目に入れば全てははっきりするのでお願いしますと言ったところ、██████医師はできないと答えましたが、影響がないのならば目に入れば角膜炎になるかどうかははっきりするので、そこで過失ではないということを証明できると思いますが、拒否されたことは事実でしょうか。

いや、そのときのことをお覚えですか。いわゆる、注射薬であればそれでいいんです。ところが何十倍も濃いやつを入れると言ったんですよ、おたくは。

63 やるときは普通の同じような状況でやるわけじゃないんですか、どこにそんな。

いや、同じような状況で同じような注射液ならいいですよ。

64 普通、やるときは両方やり方によって、やらなければいけないとちゃんと添付文書に記載されていますので、間違った方法でやってはいけないので、どれだけ。

いや、それを濃度をすごく濃くしてやれと言うから、それはできんと言ったんです。

65 それは、言っていません。

いや、言われました。

66 それは口実でないでしょうか。

いいえ、そうじゃないです。

67 じゃあ、入れられるというのはどういう根拠からそのように言ったんでしょうか。

いわゆる、この毒素をほとんど無害になるまで希釈してあるはずなんです。そしてそれを使ってるわけです。だから、それほどの害はないだろうと。

68 でも、製薬会社は目に入ると角膜炎になるので入ったら目を洗うこと、その後、定期的に検査もし精密検査もすることと添付文書に記載されて、それは実験データに基づいてちゃんと記載されているわけで、何も危険性がないのであれば、そのようなわざわざ添付文書に注意書きとして書く必要はないと思います。

いや、その注意書きっていうのは過度に書く場合が多いと思います。だから、いわゆる一般、肉体的に害がないところまで希釈してあるものであれば、それほどの傷害が出ないだろうというのが常識的な考えだと思います。

69 であると、添付文書を軽視しているということですね、添付文書はきちんとデータに基づいて、これだけは最低守らなければいけないということを書いてるわけで、そういうことを軽視しているから、こういう事故が起こるんじゃないでしょうか。添付文書は最低守らなければならないことであって、それは最高裁判例でも守らない場合は過失と認定されています。その点について認識あるんでしょうか、添付文書についての。

今のお話聞いてると、原告は確実に入ったということを前提に話してみえます。だけど、これは入ってないとこちらは主張しています。だから、今のおっしゃり方はちょっとおかしいと思います。

70 ■医師について尋問することなので今言ってませんが、■医師の証人尋問で入るような証言をしている。入ったような証言をしているんですよ。陳述書とかでも。この薬が目に入る場合は二通りあって、針を眼球に突き刺す場合と、あともう一つは浅く刺して液が漏れる場合、その二つしかないと言ってるんです。陳述書でも証人尋問でも。それで、じゃあ、目に突き

刺したと思われるんですか、■■■医師は。

いいえ。

71 で、あれば浅く刺したんでしょうか。

いいえ、それも分かりません、僕がやってませんし。まず彼がやることにそれほど誤りはないと思ってますので。

72 どっちかと書いてる、ちゃんと■■■医師が書いてあるのであつて。

いや、そういう場合があるということで、彼がそうしたということじゃないと思いますよ、それは。

裁判官

73 その辺は■■■さんに聞いたらいかがですか。

原告

74 はい。あと、調停で被告の方から謝罪金を70万円から100万円と提示されて記録されていますが、間違いありませんね。

・・・いや。

裁判官

75 記憶がありますか。

いえ、確か医師会だと思いますが、そのところの調停で僕が聞いたのは、私が直接そこにいたわけじゃないんで分かりませんが、50万から70万で和解勧告がなされたと思います。そういたしましたら、表はそんでいいと、ところが裏で500万よこせと言われたそうです。だから、これはもう和解はできないというふうに判断したと聞いております。

原告

76 それは虚偽の証言じゃないでしょうか。虚偽の証言をすると罰金に科せられますが、

いえ、私はそういうふうに関しております。

77 では、証拠があるんでしょうか。証拠がないことをそのように原告を悪い人間に陥れるような、そのような証言は侮辱になるんですけども。

いや、それはあれです。その場にいた人たちから聞いたんで、後からそれは確認すれば。

78 証拠がないことを、そのように言うとは侮辱罪になりますが。

そうかもしれませんが、私はそんなふう聞いてます。

79 それは、虚偽の証言です、私は一切言っていません。調停で70万から100万としか出ていないのに、なぜ500万って出るんですか、どっからそういう話が出るんでしょうか、それは常識を逸してると思いますが。

そうなんです、常識を逸してます。

80 それが侮辱している、それを侮辱しているということです。

だから裏を言われたから、これは駄目だというふう聞いてるんです。

裁判官

81 その辺はそういうふうに認識してるってことなので。

原告

82 でも、それは虚偽の証言です。

いや、虚偽じゃないと思います。

裁判官

83 それは分かりましたので。

原告

84 今までカルテ改ざんとかも、たくさんしているということからも、どちらが虚偽を述べているかということも明らかだと思います。準備書面でも、もう虚偽だらけでもう書きようがないくらい虚偽だらけです。それだけ虚偽をやり尽くすということは、どちらが本当のことを言ってるか明らかだと思います。

これについては、恐らく証明してくれる人は何人もいないんじゃないか

と思います。今、私はどなたがどうとはよう言いませんが。

被告ら代理人

85 あなたが原告の■■■■さんを一番最初に診察したのは、平成20年の5月の27日ということでしょうか。

はい、診察ではなくって、いわゆる。

86 では、5月の27日には、あなたは■■■■さんに、原告に会いましたか。

ええ、診察室で会いました。

87 そのときは、どんなお話をされたんですか。

今まで、メージュ症候群で。

88 何。

いわゆる病気の名前ですが、メージュ症候群。東京でボトックスの治療を受けてたが、ここでもできるかどうかということでお見えになりました。

89 そうすると、そういう質問を受けて、あなたは診察したんですか。

いいえ、しゃべっただけです。

90 そうすると、診察というか視力検査とか眼圧検査だとか、そういうことはされたんですか。

いや、だから私は何もそのときは指示せずに、ボトックスについては、これはある程度講習会を受けてやる治療法だから、私はそれを受けてないから副院長が受けてるからというふうで、すぐカルテを回しました、そっちへ。

91 同日に副院長の■■■■さんにカルテを回して診察を任せたと、こういうことですか。

そうです、はい。

92 あなたは直接診察は、最初しておられない。

はい。

93 では、次にあなたが原告に会われたのはいつですか、覚えてみえますか。

8月ですか、そのBUTを測ったときです。

94 カルテによりますと8月6日ですね。

はい。

95 これは、なぜあなたが診察したんですか。

いわゆる、私ども複数の医師がおりますので、■■■■医師がその日はいない日だったんです。

96 休み。

それで私の方に回ってこられました。

甲A第1号証を示す

97 カルテの5ページ目ですね、20年の8月の5日の記載のところを示します。

8月の6日ですね、これによりますと。

痛みが続いているということでお見えになった。

98 で、ヒアラインがなくなると、こういうことで原告があなたのところへ来られて、あなたとしては、これは何ていうか、あなたの患者さんではないって言い方変かもしれませんが、担当ではないと、こういうことですね。

はい、いや、だけど、痛みということが主訴にありますので、この痛みについて何だろうと、その場で分かる限り診てみたということです。

99 あなたはどんな検査とか診察をしたんですか、痛みを探求すると、調べるために。

これは、もう普通痛みの、前眼部で痛みのある人にはやるんですが、三叉神経痛が案外多いんで、それは触って見たと思います、それは異常なかったんで書いてはありません。それから、あとまぶたもそうですし、筋結膜、球結膜、角膜、その辺りを顕微鏡で逐次見てみました。

100 その結果は異常ありましたか。

異常なかったわけです。